

上山市議会会議録

第494回定例会

本会議最終日

(令和元年12月12日)

令和元年12月12日（木曜日） 午前10時 開議

議事日程第3号

令和元年12月12日（木曜日）午前10時 開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第68号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 2 議第72号 山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について

（産業厚生常任委員長報告）

- 日程第 3 議第69号 上山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議第70号 上山市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 5 議第71号 上山市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

（予算特別委員長報告）

- 日程第 6 議第65号 令和元年度上山市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議第66号 令和元年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議第67号 令和元年度上山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

（追加議案）

- 日程第 9 議第74号 上山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第75号 上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第76号 令和元年度上山市一般会計補正予算（第5号）
- （閉 会）

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

出席議員 氏名

出席議員（15人）

1番	谷	江	正	照	議員	2番	石	山	正	明	議員	
3番	佐	藤	光	義	議員	4番	守	岡		等	議員	
5番	高	橋	要	市	議員	6番	棚	井	裕	一	議員	
7番	尾	形	み	ち	子	議員	8番	長	澤	長	右衛門	議員
9番	川	口		豊	議員	10番	中	川	と	み	子	議員
11番	神	保	光	一	議員	12番	枝	松	直	樹	議員	
13番	川	崎	朋	巳	議員	14番	高	橋	義	明	議員	
15番	大	沢	芳	朋	議員							

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

横	戸	長	兵	衛	市	長	塚	田	哲	也	副	市	長					
金	沢	直	之		庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局長		富	士	英	樹	市	政	戦	略	課	長		
平	吹	義	浩		財政課長		前	田	豊	孝	税	務	課	長				
土	屋	光	博		市民生活課長		鈴	木	直	美	健	康	推	進	課	長		
鏡		裕	一		福祉課長		齋	藤	智	子	子	ど	も	子	育	て	課	長
鈴	木	英	夫		商工課長		尾	形	俊	幸	観	光	課	長				
漆	山		徹		農林夢づくり課長 (併)農業委員会 事務局長		須	貝	信	亮	建	設	課	長				
秋	葉	和	浩		上下水道課長		武	田		浩	会	計	管	理	者	長		
佐	藤	浩	章		消防長		古	山	茂	満	教	育	委	員	会	長		
井	上	咲	子		教育委員会 管理課長		遠	藤		靖	教	育	委	員	会	長		
											学	校	教	育	課	長		

渡	辺	る	み	教 育 委 員 会 長 生 涯 学 習 課	高	橋	秀	典	教 育 委 員 会 長 ス ポー ツ 振 興 課
板	垣	郁	子	選 挙 管 理 委 員 会 長 委 員	花	谷	和	男	農 業 委 員 会 長 農 会
大	和		啓	監 査 委 員	舟	越	信	弘	監 事 査 務 委 員 長 局

事 務 局 職 員 出 席 者

佐	藤		毅	事 務 局 長	鈴	木	淳	一	副 主 幹
渡	邊	高	範	主 査	小	口	彩	夏	主 任

開 議

○大沢芳朋議長 出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第3号によって進めます。

初めに、本日の議事運営について議会運営委員長長の報告を求めます。

議会運営委員長川崎朋巳議員。

〔川崎朋巳議会運営委員長 登壇〕

○川崎朋巳議会運営委員長 おはようございます。

去る12月10日、議会運営委員会を開き、本日の議事日程第3号について協議いたしました。その結果について御報告申し上げます。

初めに、付託事件の審査結果の報告であります。総務文教及び産業厚生常任委員長、続いて予算特別委員長の順に報告を願い、それぞれ議決することにいたしました。

最後に、追加議案であります。市長提案の議案3件については、それぞれ提案理由の説明

の後、委員会付託を省略して議決することとし、その後、今期定例会を閉会することにいたしました。

議事日程の詳細は、お手元に配付のとおりであります。

議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。以上で報告を終わります。

○大沢芳朋議長 お諮りいたします。

本日の議事運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第1 議第68号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関

する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について外1件
(総務文教常任委員長報告)

○大沢芳朋議長 日程第1、議第68号及び日程第2、議第72号の計2件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長佐藤光義議員。

[佐藤光義総務文教常任委員長 登壇]

○佐藤光義総務文教常任委員長 今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案2件について、審査いたしました経過並びに結果について御報告を申し上げます。

最初に、議第68号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について申し上げます。

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例を整備するため提案されたものであります。

その内容は、地方公務員法に定める地方公務員の欠格条項から成年被後見人又は被保佐人が削除されることに伴い、関係条例を整備するもので、上山市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、上山市一般職の職員の給与に関する条例、上山市一般職の職員等の旅費に関する条例及び上山市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の4条例の一部改正については、法改正に伴い、条文及び字句の整理を行うもので、令和元年12月14日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第72号山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について申し上げます。

本件は、山形連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について、山形市と協議することについて、地方自治法第252条の2第3項の規定により提案されたものであります。

その内容は、山形市と連携する取り組みとして、圏域全体の経済成長の牽引に係る連携施策については、産学官民一体となった圏域の経済成長等の推進体制の整備、産業クラスターの形成、イノベーションの実現、新規創業の促進及び地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大、戦略的な観光施策の展開、その他の圏域全体の経済成長の牽引に係る新たな施策の検討であります。

このほか高次の都市機能の集積・強化に係る連携施策については、高度な医療サービスの提供、高度な中心拠点の整備及び広域的公共交通網の構築、高等教育機関等と連携した地域の人材育成、その他の高次の都市機能の集積・強化に係る施策の検討であります。

さらに、圏域全体の生活関連機能サービスの向上として、生活機能の強化に係る政策分野については、医療体制の充実、福祉の充実、地域振興の充実、その他の生活機能の強化に係る施策、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野については、圏域内外の住民との交流及び移住の促進、その他の結びつきやネットワークの強化に係る施策、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野については、圏域内市町の職員等の交流、その他の圏域マネジメント能力の強化に係る施策とするものであります。

また、費用負担については、その都度協議の

上、別に定めることとし、連携中枢都市圏の取り組みに関する連絡調整を図るため、定期的に協議を行うほか、連携協約に定めのない事項及び連携協約に関し疑義が生じた場合は、山形市と協議して定めるとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○大沢芳朋議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

総務文教常任委員長報告の議案2件は原案可決であります。総務文教常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

**日程第3 議第69号 上山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について外2件**

(産業厚生常任委員長報告)

○大沢芳朋議長 日程第3、議第69号から日程第5、議第71号まで計3件を一括議題いたします。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長中川とみ子議員。

〔中川とみ子産業厚生常任委員長 登壇〕

○中川とみ子産業厚生常任委員長 今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案3件について、審査いたしました経過並びに結果について御報告申し上げます。

初めに、議第69号上山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、児童福祉法に定める養育里親及び養子縁組里親となることができない者から「成年被後見人又は被保佐人」が削除されることに伴い、引用条項の整理を行うもので、令和元年12月14日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第70号上山市下水道事業の設置等に関する条例の制定について申し上げます。

本件は、下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するため提案されたものであります。

その内容は、市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、上山市下水道事業を設置するもので、財務規定等については、法第2条第2項に規定する財務規定等を適用するものであります。このほか、経営の基本、重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定めるものであります。な

お、下水道事業の出納その他の会計事務のうち、公金の収納及び支払いに関する事務、公金の保管に関する事務を会計管理者に行わせるものとするほか、下水道事業に関する業務状況説明書類の作成について定めるもので、令和2年4月1日から施行するとの説明であります。あわせて、附則により改正する上山市特別会計条例の一部改正については、本条例の制定に伴い、上山市公共下水道事業特別会計を廃止するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第71号上山市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、水道法の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、水道工事を行うことのできる「指定給水装置工事事業者」について、事業者の資質の保持などの点から5年ごとに指定を更新する制度が導入されたことに伴い、指定の更新を行う際の手数料を徴することとなるため、新たに指定給水装置工事事業者を指定する際と同額の1件につき5,000円を徴することを追加して定めるもので、公布の日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○大沢芳朋議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

産業厚生常任委員長報告の議案3件は原案可

決であります。産業厚生常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、産業厚生常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~  
日程第6 議第65号 令和元年度
上山市一般会計補正予算
(第4号) 外2件
(予算特別委員長報告)

○大沢芳朋議長 日程第6、議第65号から日程第8、議第67号までの計3件を一括議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長棚井裕一議員。

〔棚井裕一予算特別委員長 登壇〕

○棚井裕一予算特別委員長 今期定例会において、予算特別委員会に付託されました予算関係議案3件について、審査いたしましたその結果について御報告申し上げます。

なお、全議員で構成する予算特別委員会でありますので、ここで再び審査の状況、経過等について詳細に述べることを省略させていただき、後日、委員会記録により御承知いただきたいと存じます。

議第65号令和元年度上山市一般会計補正予算(第4号)につきましては、職員人件費の増減によるもののほか、冬期間の生活支援策として低所得の高齢者世帯などに灯油購入費等を助成する経費など、早急に予算措置を必要とするものを中心に編成されたもので、歳入歳出それぞれ5,500万円を追加し、歳入歳出予算の

総額をそれぞれ149億4,000万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号令和元年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億9,200万円とする補正であり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第67号令和元年度上山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ140万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,940万円とする補正であり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○大沢芳朋議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

予算特別委員長報告の議案3件は原案可決であります。予算特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員長報告のとおり決しました。

~~~~~  
日程第9 議第74号 上山市一般職の職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

(追加議案)

○大沢芳朋議長 日程第9、議第74号上山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第74号上山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、山形県人事委員会の勧告等に基づき、一般職の職員の給料月額、住居手当の額、時間外勤務手当等の額、勤勉手当の支給月数の改正等を行うため提案するものであります。

なお、詳細につきましては、庶務課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

〔金沢直之庶務課長 登壇〕

○金沢直之庶務課長 命によりまして、議第74号上山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

このたびの改正は、山形県人事委員会の勧告等に基づき、一般職の職員の給料月額、住居手当の額、時間外勤務手当等の額、勤勉手当の支給月数の改定等を行うため提案するものであります。

令和元年10月3日に出されました山形県人事委員会の勧告では、県内の民間企業と県職員とを比較し、民間給与を274円下回っていた



ことから、給料表を、人事院が勧告した俸給表に準じた上で、公民較差を考慮した水準に調整した額に改定するとともに、特別給の支給月数について0.05月分下回っていたことから、4.35月から4.40月に0.05月分引き上げ、当該引き上げ分を勤勉手当に充てる勧告が出されたものであります。

また、住居手当についても人事院の勧告した内容を考慮し、県職員公舎の公舎料及び県職員の住居手当支給状況等を踏まえ、手当の支給対象となる家賃額の下限を2,000円引き上げ、その原資を用いて手当額の上限を1,000円引き上げる勧告が出されております。

また、そのほか県において寒冷地手当を時間外勤務手当の算定基礎に含めるよう関係条例を改正することから、これに準じ改正するものであります。

初めに、第1条の改正内容について御説明申し上げます。

第1条は、令和元年12月における勤勉手当の支給月数及び給料表を改正するものであります。

改正後、改正前の表をごらんください。

勤勉手当、第17条の3第2項であります。第1号では、6月、12月ともに「100分の87.5」としているものを、「6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の92.5」に改め、12月の支給月数を0.05月引き上げ、この結果、年間支給月数を100分の175から100分の180とするものであります。

2ページから5ページにつきましては改正後の、5ページから9ページは改正前の別表第1で定める行政職給料表であります。県人事委

員会勧告に基づき、給料月額を改めるものであります。

このたびの改正は、管理職が在職する6級を除き、給料表の水準を引き上げるものでございます。初任給を1,500円引き上げ、20歳代までの若年層については1,500円から500円程度、そのほかは200円または100円程度の引き上げ幅となります。

一例を申し上げますと、大学新卒の場合、1級25号給に格付されますが、改正前の18万3,600円から改正後の18万5,100円に1,500円増額改定になります。

なお、給料月額の平均改定額は約272円で、平均引き上げ幅は0.12%となります。

次に、第2条の改正内容について御説明申し上げますので、9ページをごらんください。

第2条では、住居手当の額、時間外勤務手当等の額及びこのたびの改正で6月と12月で異なることになった勤勉手当の支給月数を6月と12月で平準化するための改正であります。

改正後、改正前の表をごらんください。

住居手当、第8条の2第1項であります。住居手当の支給対象となる家賃額の下限を月額「12,000円」としているものを「14,000円」に改め、第2項では、当該各号に「掲げる額」としているものを「定める額」に改める字句の整理を行うほか、次のページをごらんください。第1号及び第2号では、住居手当の上限を1,000円引き上げるために算定に用いる額を変更するもので、第1号では、月額「23,000円」としているものを「25,000円」に、「12,000円」としているものを「14,000円」に改め、第2号では、月額「23,000円」としているものを「25,000円」にそれぞれ改め、「16,00

0円」としているものを「17,000円」にそれぞれ改正するものであります。

次に、時間外勤務手当等の額の特例、第13条の2であります。寒冷地手当を時間外勤務手当の算定基礎に含める改正であります。これまでも特殊勤務手当については、その支給があった場合は算定基礎に含めていることから、条文の整理をあわせて行うため、「上山市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年条例第29号）の規定による」を「次の各号に掲げる」に改め、改正後の条文に「第2号の特殊勤務手当においては、」を加え、時間外勤務手当等の額の算定基礎に含める手当として、第1号寒冷地手当、第2号特殊勤務手当の各号を加えるものであります。

次に、勤勉手当、第17条の3につきましては、令和2年度以降の勤勉手当の支給月数を改正するもので、さきの第1条で引き上げた勤勉手当の支給月数を6月と12月で平準化するものであります。

第2項第1号、11ページをごらんください。

「6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の92.5」とあるものを、6月、12月ともに「100分の90」と改めるものであります。

最後に、附則について御説明申し上げます。

附則第1項につきましては、施行期日等の規定であります。この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日にさかのぼって適用することを規定するものであります。

ただし、第2条については、令和2年4月1日から施行とするものであります。

第2項については、平成31年4月1日からこの条例の公布日の前日までの間において、新

たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級、受ける号給に異動があった職員のうち、規則で定める職員の給料表の適用や号給について、規則で定めることを規定するものであります。

第3項につきましては、公布の日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級、受ける号給に異動があった職員の給料表の適用または号給等については、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる旨を規定するものであります。

第4項につきましては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定により支払われる給与の内払いとすることを定めるものであります。

第5項につきましては、前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願ひ申し上げます。

○大沢芳朋議長 1番谷江正照議員。

○1番 谷江正照議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第74号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 ただいま1番谷江正照議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提

出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。  
お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第74号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第74号上山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第74号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~  
日程第10 議第75号 上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(追加議案)

○大沢芳朋議長 日程第10、議第75号上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第75号上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。一般職の職員の給与改定に準じ、必要な改正を行うため提案するものであります。

なお、詳細につきましては、庶務課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

〔金沢直之庶務課長 登壇〕

○金沢直之庶務課長 命によりまして、議第75号上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の12ページをお開き願います。

このたびの改正は、一般職の職員の給与改定に準じ、必要な改正を行うため提案するものであります。

内容につきましては、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を山形県の特別職の支給月数と同様に0.05月引き上げるものであります。

初めに、第1条の改正内容について御説明申し上げます。

第1条は、令和元年12月における期末手当の支給月数を改正するものであります。

改正後、改正前の表をごらんください。

第4条であります。常勤の特別職である市長、副市長及び教育長の期末手当の支給については、一般職の給与条例の規定の例によるものと定めているもので、支給月数については、一般職の給与条例第16条第2項で定めている支給月数を読みかえる規定となっており、6月、12月ともに「100分の162.5」とあるものを「6月に支給する場合には「100分の162.5」と、12月に支給する場合には「100分の167.5」とし、」に改めるものであります。

次に、第7条であります。市議会議員の期末手当について定めているもので、13ページをごらんください。

同様に、6月、12月ともに「100分の162.5」とあるものを「6月に支給する場合には「100分の162.5」と、12月に支給する場合には「100分の167.5」とし、」に改めるもので、これらの改正により、期末手当の年間支給月数を0.05月引き上げ、100分の325から100分の330とするものであります。

次に、第2条の改正内容について御説明申し上げます。

第2条では、令和2年度以降における期末手当について、第1条で引き上げた期末手当の支給月数を6月と12月で平準化するものであります。

第4条につきましては、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数について、改正前には「6月に支給する場合には「100分の162.5」と、12月に支給する場合には「100分の167.5」と6月と12月の支給月数をそれぞれ読みかえていたもの

を改正後では「100分の165」と平準化するものです。

また、第7条につきましても、同様に、市議会議員の期末手当の支給月数について、6月と12月で平準化する改正となっております。

次に、附則について御説明申し上げます。

附則第1項につきましては、施行期日等の規定であり、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日にさかのぼって適用することを規定するものであります。

ただし、第2条の規定、つまり期末手当の平準化に関する規定は、令和2年4月1日から施行とするものであります。

第2項につきましては、改正前の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規定により支払われる期末手当の内払いとすることを定めるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願ひ申し上げます。

○大沢芳朋議長 10番中川とみ子議員。

○10番 中川とみ子議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第75号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 ただいま10番中川とみ子議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第75号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第75号上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第75号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~  
**日程第11 議第76号 令和元年度上山市一般会計補正予算（第5号）**  
(追加議案)

○大沢芳朋議長 日程第11、議第76号令和元年度上山市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第76号令和元年度上山市一般会計補正予算（第5号）についてであります。今回の補正予算は、山形県人事委員会の勧告等に伴い職員人件費等を増額するものであります。

その結果、歳入歳出それぞれ900万円を追加し、予算の総額を149億4,900万円とするものであります。

なお、詳細につきましては、財政課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○大沢芳朋議長 財政課長。

〔平吹義浩財政課長 登壇〕

○平吹義浩財政課長 命によりまして、議第76号令和元年度上山市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

追加議案書の15ページをお開き願います。

令和元年度上山市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億4,900万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

それでは、第1表歳入歳出予算補正について御説明申し上げますので、16ページをごらんください。

最初に、歳入から申し上げます。

20款繰越金は900万円を増額し、補正後の額を2億3,671万5,000円とするものであります。

その結果、歳入合計では900万円を増額し、

補正後の額を149億4,900万円とするものであります。

次に、歳出について申し上げますので、17ページをごらんください。

1款議会費は、1項議会費を48万4,000円増額し、補正後の額を1億5,858万円とするものであります。

2款総務費は246万3,000円を増額し、補正後の額を21億5,593万2,000円とするものであります。これは1項総務管理費で175万2,000円、2項徴税費で43万4,000円、3項戸籍住民基本台帳費で16万5,000円、4項選挙費で2万2,000円、5項統計調査費で3万9,000円、6項監査委員費で5万1,000円の増によるものであります。

3款民生費は162万5,000円を増額し、補正後の額を47億8,638万8,000円とするものであります。これは1項社会福祉費で24万4,000円、2項児童福祉費で126万1,000円、3項生活保護費で12万円の増によるものであります。

4款衛生費は、1項保健衛生費を48万2,000円増額し、補正後の額を9億30万円とするものであります。

6款農林水産業費は41万5,000円を増額し、補正後の額を5億5,272万2,000円とするものであります。これは1項農業費で36万5,000円、2項林業費で5万円の増によるものであります。

7款商工費は、1項商工費を30万8,000円増額し、補正後の額を15億6,774万7,000円とするものであります。

8款土木費は60万3,000円を増額し、補正後の額を11億3,747万2,000円

とするものであります。これは1項土木管理費で5万3,000円、次のページをお開きください。2項道路橋梁費で16万9,000円、4項都市計画費で30万9,000円、5項住宅費で7万2,000円の増によるものであります。

9款消防費は、1項消防費を154万1,000円増額し、補正後の額を5億9,823万3,000円とするものであります。

10款教育費は107万9,000円を増額し、補正後の額を14億9,457万9,000円とするものであります。これは1項教育総務費で35万2,000円、2項小学校費で15万3,000円、3項中学校費で5万7,000円、4項学校給食費で8万4,000円、5項社会教育費で30万3,000円、6項保健体育費で13万円の増によるものであります。

その結果、歳出合計で900万円を増額し、補正後の額を149億4,900万円とするものであります。

次に、今回の補正につきましては、人件費の補正を計上しておりますので、給与費明細書について御説明申し上げます。

37ページをお開きください。

最初に、特別職について御説明申し上げます。左端の欄をごらんください。補正後、補正前、比較の順に記載しておりますが、比較の行をごらんください。

長等では、給与費で15万3,000円、共済費で7,000円、合計では16万円の増であります。期末手当支給月数改正によるものであります。

議員では、給与費で38万5,000円の増であります。期末手当支給月数改正によるものであります。

次のページをお開きください。

一般職について御説明申し上げます。

(1) 総括の最上段の表で、職員数、給与費、共済費、備考欄に退職手当組合負担金について記載しております。それぞれ補正後、補正前、比較の順に記載しておりますが、比較の行をごらんください。

山形県人事委員会の勧告により、給与費では714万6,000円の増、共済費では104万5,000円の増で、合計では819万1,000円の増額となり、これに退職手当組合負担金26万4,000円の増を合わせますと、一般職員の職員の人件費は845万5,000円の増額となるものであります。

その他の記載については、御参照願います。

以上が給与費明細書の説明であります。これから御説明申し上げます事項別明細書での記載内容は全て人件費に関するものであり、議員報酬等、特別職給与等及び職員人件費など、いずれも給与費明細書で御説明したことから、詳細な説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事項別明細書について御説明申し上げます。

歳出から御説明申し上げますので、25ページ、26ページをお開きください。

最初に、1款議会費であります。1項1目議会費は48万4,000円の増であります。議員報酬等及び職員人件費の増によるものであります。

2款総務費につきましては、1項総務管理費1目一般管理費は169万9,000円の増であります。特別職給与等及び職員人件費の増によるものであります。

9目交通安全対策費は5万3,000円の増、

2項徴税费1目税務総務費は43万4,000円の増、3項1目戸籍住民基本台帳費は16万5,000円の増、次のページをお開きください。4項選挙費1目選挙管理委員会費は2万2,000円の増、5項統計調査費1目統計調査総務費は3万9,000円の増、6項1目監査委員費は5万1,000円の増であります。いずれも職員人件費の増によるものであります。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費1目社会福祉総務費は11万2,000円の増、3目高齢者福祉費は5万8,000円の増、4目国民年金費は7万4,000円の増、次のページをお開きください。2項児童福祉費1目児童福祉総務費は126万1,000円の増、3項生活保護費1目生活保護総務費は12万円の増であります。いずれも職員人件費の増によるものであります。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費1目保健衛生総務費は48万2,000円の増であります。保健対策推進事業費に係る人件費の増及び職員人件費の増によるものであります。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費1目農業委員会費は9万2,000円の増であります。農業者年金事業に係る人件費の増及び職員人件費の増によるものであります。2目農業総務費は24万円の増、次のページをお開きください。4目畜産業費は3万3,000円の増、2項林業費1目林業総務費は5万円の増であります。いずれも職員人件費の増によるものであります。

7款商工費につきましては、1項商工費1目商工総務費は30万8,000円の増であります。職員人件費の増によるものであります。

8款土木費につきましては、1項土木管理費

1目土木総務費は5万3,000円の増、2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費は16万9,000円の増、次のページをお開きください。4項都市計画費1目都市計画総務費は25万8,000円の増、3目公園費は5万1,000円の増、5項住宅費1目住宅管理費は7万2,000円の増であります、いずれも職員人件費の増によるものであります。

9款消防費につきましては、1項消防費1目常備消防費は154万1,000円の増であります、職員人件費の増によるものであります。

10款教育費につきましては、1項教育総務費1目教育委員会費は35万2,000円の増であります、教育長給与等の増及び職員人件費の増によるものであります。2項小学校費1目学校管理費は15万3,000円の増、次のページをお開きください。3項中学校費1目学校管理費は5万7,000円の増、4項1目学校給食費は8万4,000円の増、5項社会教育費1目社会教育総務費は30万3,000円の増、6項保健体育費1目保健体育総務費は13万円の増であります、いずれも職員人件費の増によるものであります。

以上で歳出の説明を終わりました、歳入の説明を申し上げますので、前に戻りまして、23ページ、24ページをお開きください。

20款繰越金1項1目繰越金は900万円の増であります、前年度繰越金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

**○大沢芳朋議長** 12番枝松直樹議員。

**○12番 枝松直樹議員** この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第76号議

案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

**○大沢芳朋議長** ただいま12番枝松直樹議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大沢芳朋議長** 御異議なしと認めます。

よって、議第76号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大沢芳朋議長** 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第76号令和元年度上山市一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大沢芳朋議長** 御異議なしと認めます。

よって、議第76号議案は原案のとおり可決することに決しました。

最後にお諮りいたします。

今期定例会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するも



のにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~  
閉 会

○大沢芳朋議長 以上で今期定例会の日程の全部を終了いたしました。

これをもって第494回定例会を閉会いたします。

午前10時52分 閉 会

議 長 大 沢 芳 朋

會議録署名議員 枝 松 直 樹

同 上 石 山 正 明

同 上 棚 井 裕 一

